

岡崎市ホテル等民間収益施設誘致事業に係る競争的対話の実施について

1 競争的対話の目的

競争的対話は、募集要項等について市と応募者の認識に齟齬がないこと、より適確な提案につなげることを目的に実施します。

なお、競争的対話は、提案予定の内容の善し悪しを評価するものではないため、優先交渉権者選定のための評価の対象外とします。

2 競争的対話の進め方

- ・ 応募者に日時、会場を通知します。
- ・ 競争的対話での確認事項については、別途通知します。
- ・ 当日は、事前に通知した確認事項に基づいて実施します。確認事項は全応募者共通です。
- ・ 応募者は、説明資料（紙、データのいずれも可）を用いて説明しても構いません。
- ・ 競争的対話は、応募者間の公平性を確保する観点から、1 グループ 2 時間以内とし、市からの開始の合図をもってスタートし、全ての項目について対話が終了していなくても持ち時間が終了した時点で原則、対話終了とします。

3 対話内容の記録

- ・ 対話の内容は市において録音及び記録を取ります。応募者においても録音、記録することは妨げませんが、録音する場合は、当日、対話開始前に口頭で申し出て下さい。

4 競争的対話結果の公表

- ・ 対話の内容は、応募者の提案内容に関する事項であるため原則公開しません。ただし、公平な競争環境を確保するため、全ての応募者において認識を共有する必要があると判断できる事項についてはホームページで公開します。
- ・ 公開する内容については、市から応募者に対して公開前に確認をとります。

5 その他留意事項

- ・ 市は、対話において提案予定の内容について優劣の評価や個別のアドバイスは行いません。ただし、募集要項等の規定に合致しない事項がある場合は指摘を行います。
- ・ 応募者が競争的対話で示した内容は、提案書類における提案内容を制約するものではありません。